第二次大戦前後の教育法規と問題点

工藤市兵衛

On the problems of Educatinal laws and regulations in the epoch erstwhile the Second World War

Ichibei Kudo

We will discuss thoroughly changes and transitions of essential qualities in educational laws, especially the educational system.

第二次大戦前後の教育法規とその本質についての 論究している。

第二次大戦前後の教育法規と本質

(一節 一、教育勅語のもとで(勅令下)の教育法規

告が出されて居り、当時としては大変進歩的なことが主張されている②。この学制を出すにあたり、被仰出書(おおせいだされた者)と言う布る①。 我国の近代的な教育制度は明治五年八月二日に出された学制にはじま

この学制が公布されてのち大体明治六年頃から各地に学校が開かれ始

わらず、 国策に役立つ教育をつくりだすためのものであった。 き事業として構想するものではなく、 の学校制度を模して構想され、国民皆学を期する画期的なものであっ 制」によって発足した。 対主義的な天皇制国家権力によって強行的につくられたことに由来して 教育的環境とは全く断絶していたばかりでなく、民衆の教育要求や意識 無視して権力的に強制された。 . 創出された教育と法は、 かし、この政策は、 歴代天皇の編年史で人民の生活とかけはなれた内容であったと言 しかしそこで教えられる内容は修身は、 それにしても敗戦 又もら一つの特性は所謂勅令主義がとられていたことである④。 日本の近代的な教育制度は、 本質的に人民の教育要求にたいして敵対的であったから、 (昭和二〇年) 教育を人民の権利として人民によって担われるべ 「学制_ それまでの社会において営まれていた民衆の には、 「学制」はその外見上の進歩性にもかか 以前の我国の教育と法の特質は、 一八七二(明治五•八•三) フランスの教育行政制度やアメリカ 維新政権の富国強兵・殖産興業の 日本道徳と儒教道徳、 したがって政策的 年の 又国 民衆 絶 史

ろから全国各地に焼き打ち事件がもち上った⑤。国民大衆はこの一連の政策に反抗して各地で立ち上り、明治六、七年ご発布(明治六年)もら一つは地祖改正条例の発布(明治六年)だった。の激しい抵抗にさらされた。さらにそれを助長したのが一つは徴兵令の

工

藤

市

兵

法の体制が固まるのは、 ましつつあった自由民権運動への対応と関係している。 年には再び国家的強制を軸としたものに改められた。これは当時勢いを 制度にならった「より自由な」「改正教育令」に改められるが、これも翌 時の政権の不安定さを反映して教育政策は動揺し、 である⑥ 「学制」の壮大な教育計画は、 そこで明治一二年九月、 明治一三年代の後期から明治二三年代にかけて 新しい 政府の強力な推進にも 「教育令」 によって、 戦前における教育と このように、 かかわらず破綻 カの

国憲法 められた。 しないという「憲法上の一大変例」の慣行であっ 制定によって基本的に成立した、 よる小学校・中学校・帝国大学・師範学校という各学校別の 政策にたいする国民の発言は制度的に閉ざされた。 法は天皇の勅令の形式で行うというもので、 教育勅語」 戦前の階級的な差別・選別の複線型学校体系は、 天皇の (明治憲法)のきわめて制限された立憲主義さへも教育には 教育法規や行政的な施策において教育勅語の「主旨に沿う」 「聖論」ということで動かすことのできぬ教育の大方針が定 (明治二三年発布)によって定められた。 戦前の教育法制の特質である。教育立 前年に発布された大日本帝 教育の内容の根 明治一九年森有札 これによって教育 勅語は形式はな

養うことによって可能になる。 義務」である、 布された⑦。 家の定めた教育方針と教育内容を忠実に実践することが必要である。 などがその天皇制教育の実践者としての教師を造出する制度であった。 とができる。 る独特の軍隊教育の方法を採用した師範教育制度による「人間性の変容」 いて行われることになり、 べきことを規定することによって、「教育勅語教育体制」をつくりあげ . は教師から真理をつかむ力を奪い、 教育の体制は、 二四年 年の二二年には 教師の人格におよぶ行為基準の強制、 このような教育のあり方を現実化するためには、 一月には教育勅語が配られ、それ以来教育は天皇の名にお ということを根本原理とするものである。 天皇 (国家) 「御真影」 教育は天皇へ奉仕するものとなったとみるこ 明治一五年六月「小学校教員心得」が発 の権利であり、 (明治天皇の写真) が全国の小学校に配 国家 (権力) 国民にとっては「臣民 の命に従順な性格 あるいは森有札によ この国家教育 教師が

ある。 かったばかりでなく、 に他ならなかったことなどの事情から、 教育行政組織がなく、 教育に関する法は、 央集権的な組織構造をもったことは当然である。 権を原理とする教育行政が、 た。 教育の自 教育行政に適用された行政法としての「教育行政法」 そのような観念を容認しうる余地もなかっ 一般行政組織のなかで教育行政が行われたこと、 更 教育の自律などは、 国家主義的・官僚主義的な特徴をもち、 教育行政は内務行政に従属して また、 事実として存立しえな 地方には独自 こので 中

し国庫の乏しい当時、それは公学費総額の一○%内外を含めるに過ぎな法」の制定にみられる教育費の公費負担へのきざしもでてきた⑧。しかれた。明治三三年には義務教育年限の四年について就学義務規定が強化れた。明治三三年には義務教育年限の四年について就学義務規定が強化裁の発展にともなり国家の教育要求にみあった教育制度の拡充がはから、明治三○年代に入って教育勅語教育法制の整備がすすみ、日本資本主明治三○年代に入って教育勅語教育法制の整備がすすみ、日本資本主

参加を取り締まることを直接の動機として文部省に学生課が設けら な対立の激化にたいして、 自覚が発展し、階級的な立場を明確にした教育労働者組合も組織され、 代にかけて、労働者・農民の階級闘争が高揚し、 教育政策の基調となっている。 しめされる軍事教育の徹底など、 等教育機関の大拡張がすめられた。 が実現し、また新たに「大学令」が制定され、私立大学が認められ、 大正七年、「義務教育国庫負担法」の制定により教員給与の一 第一次大戦後の新しい社会状況のもとで一段とその性格を明確にした。 かったと云われる。 人民の思想にたった闘いが展開された。 「実業学校令」、「図書館令」工業学校規程、 水産学校規程などが制定されている。このような教育制度の拡充は また、 この前年(明治三二年)には、「私立学校令」、 昭和三年、 これにたいして大正九年代から昭和五 いずれも新たな帝国主義の膨張政策が 他方、「陸軍現役将校学校配属令」に 大学・高校生の社会主義運動 このような教育をめぐる階級的 農業学校規程、商業学校規 人民の教育への権利 部国庫負担

そしてその整備された中央組織は次のようなものであった⑨。



《後教育法規の改

愛知工業大学研究報告,

育勅語教育体制が内包していた「反教育」の本質は、 義務年限を八年とする「国民学校令」が制定され、 子どもを人間らしく育てようとした良心的な教師の多くが、さまざまな することになった。 数年を出ずに学徒動員、 近代的な装いをこらしていたが、 したら、 んとした学者も学生も教員も行政的に抑圧されたばかりでなく、 、と突入していった。筆者も当時学生であり、 、基礎的錬成ヲ為ス」ファシズムの教育法制の完成を宣言するも . 実で治安維持法違反に問われ検挙、投獄されたのである。 昭和一六年、 歴史のなかで事実において証明されているとみる論者もいる。 は昭和二〇年の「戦時教育令」 の逮捕、 この思想取締りの政策と機構は学生部(昭和四年)、思想局(昭和 ン的支配に猛威をふるうことになった。 (昭和 このファシズム教育が教育の自己否定にほかならないことは、 喫茶店に寄ってさえも学生狩りと言って逮捕、 拷問によって生命を奪われる危険にさらされた。 一二年)と強化され、 戦前の 学童疎開、 「天皇―国家の教育権」を根本原理とする教 その本質は「皇国 教育全体にひろげられ、教育の によってその教育破産を法制的に確認 そして学徒出陣としてあらわれ、 こうして、 記憶に新しい所である。 ノ道ニ則リテ」 その教育内容も一見 このおよそ七〇年 拘禁された時代 真理に忠実たら 頭髪を伸ば 特高警 九年)、 「国民 そ

独立させ 学生課と学生や教員の思想取締りの中心機関であっ それは前々から教化動員の中心的機関たる役割をもっていた文部 たもので敗戦まで重要な役割を果たした。 た思想局と合わせて 省 の

のは昭和

一二年のことであった。

ところで戦争中の教育を引きずって

行く機関らしく教学局がつくられ

第 節 \exists 玉 憲法 (所謂新憲法) のもとでの教育法

> な変化がもたらされた。 を中心とする連 連合軍最高司令官マッ 和二〇年八月一五 合軍の日本占領が開始され、 頁 カー 我が国が無条件降伏するやい サー の命令により教育の上でも極めて 昭和二一年三月末までの なやアメ リ カ 重 間

昭

義的傾向を取り去ることに力が注がれ教育についての指令や覚書が次 に出され教育の一大改革が行われることになっ 今までの日本の教育や文化のうちに含まれていた軍国主義的. 超国 家主

育法制ともいうべき をうみだした。これは、 第二次世界大戦後の日本の教育改革は、「教育基本法制」とよばれるも 「教育勅語法制」と対比され 天皇制と明治憲法のもとでの、 る。 前 日本の

まず、 戦後教育改革の歴史過程の特徴を、 簡単に述べれば次の通りで

である。 Þ 批判を前に、 民主化政策や、戦後再建された教育運動をはじめとする国民のきびし とする旧態依然たる教育政策をスタートさせた。 争責任に無反省のまま、 教育基本法の制定をはじめ、 敗戦直後の時点で、 教育政策は転換を余儀なくされ、 日本の支配者は、 国体護持 教育改革の立案と実施へと進んでいく (天皇制維持) 国民を侵略戦争にかりたてた戦 憲法の教育条項(二六条) と教育勅語擁護を基本 しかし、 連合国の初期

度に対する管理政策である。 ○月二二日のことである。 教育制度を管理するためのいくつかの指令が出されたのが昭和二〇年一 第一 は、 教育制度の運営の基本方針についての覚書など、日 れ即 :ち連合国最高司令部指令― 日本教育制

関係官の調査除 ることとなっ 次は昭和二〇年一〇月三〇日連合国軍最高司令部指令― 外認可 に関する件であり、 ځ れ により 教職 追放が施行さ 教育及ビ 教育

三は昭和二〇年一二月一五日連合国軍最高司令官総司令部参謀副官

公布の廃止に関する件第三号―国家神道、神社神道に対する政府ノ保証支援、保全監督、

部参謀副省第八号|修身日本歴史及び地理停止に関する件更に昭和二〇年一二月三一日に第四の指令連合国軍最高司令官総司令

法、制度などを提言している⑩。 まける問題点を指摘しつつ、これに代わるべき民主的な教育の理念、方響を与えたとみることが出来る。これは全体として日本の過去の教育に書(要旨)昭和二五年九月二二日)があり我が国教育に少なからざる影書(要旨)昭和二一年三月三一日)及び第二次訪日アメリカ教育使命団報告更に教育政策の実施内容を示すするものとして次の米国教育使命団報

二、民主主義自主教育の進品

に求められるだろうか。
所で、日本社会の民主化、教育の民主化とを共に発展させる力はどこ

それは日本国民自身であるべきであろう。

いる人、古いものから脱け出ようとしている人、日和見の人などであっいる人、古いものから脱け出ようとしている人、日和見の人などであったしかし、個々人にとって思えば様々であった古い教育に郷愁を感じて

七月に官庁の民主化のため進んで行くことを誓っている。合文教関係従業員組合等であった。 文部省の職員組合でも昭和二二年しかし、教育の民主化に熱意をもっていたのは何と言っても教職員組

なかった。を唱えながら、職場や教育現場や日本社会の民主化には熱意はもっていを唱えながら、職場や教育現場や日本社会の民主化には熱意はもっていところが、こういう力の成長を、支配者たちは恐れた。口では民主化

しかし、連合軍の占領と新憲法の公布の下、種々の民主的改善がなさ民主的な力とそれをおさえようとする力の戦いは今でも続いている。

れた。

たづ、日本国憲法は、教育基本法の公布と教育勅語の排除失効である。 先づ、日本国憲法は、直接教育条項(二六条)を設け、基本的人権の一環とし 日本国憲法は、直接教育条項(二六条)を設け、基本的人権の一環とし 日本国憲法は、直接教育条項(二六条)を設け、基本的人権の一環とし たづ、日本国憲法は、教育基本法の公布と教育勅語の排除失効である。

が発足した。

の原則は、教育勅語と教育立法の勅令主義の慣行を否定し、国民のこの原則は、教育勅語と教育立法の勅令主義の慣行を否定し、国民の

国民の自己教育・ 教法)などが実現している。 の教育の自由 この考え方を前提として、 される⑪ 学校制度の単一化、 相互教育を本質とする社会教育の分野における、 環としての社会教育の自由 九か年義務制 私立学校の公共性と自主性 教育の機会均等原則 (同四条)、 (社教法) 六。三·三·四 (教基三条) の保障などが (私立学校法)、 が 制 明

たいする政治教育の尊重(教基八条)が重視されるとともに、信教の自(前文)をかかげている。この見地から、次代の主権者である子どもにしようとし、「個人の尊厳を重んじ、真理と平和を希求する人間の育成」教育目的とし、これによって、軍国主義的・国家主義的教育目的を排除とくに、教育基本法は、日本国憲法の平和主義と民主主義を積極的な

頁。 注 ①黒田茂次

他編 明治学制沿革史 有明書房

が明記されて新学校制度が発足したものであり、平和と民主主義権利と して教育を受ける権利を明確にしていると言える画期的なものである。

由と政教分離にもとづき、国立学校における宗教活動の禁止

(同九条)

②王城肇

著

日本教育発達史

三一書房

九頁。

和二〇年代資料収集のため、 |城肇教授は筆者の愛知大学における恩師であり、戦後間もない昭 歩的なものであった。 一被仰出書」の要点は大体次の様なもので、当時としては大変進 古本屋を歩き回ってご指導を受けた。

1 個人々々の立身出世、 富貴栄達の土台は学問である。

れる。 教育は徳育(修身)、 智育(開智)、芸育(才芸)に分けら

国民全部に教育を与えるべきこと。

実際に役に立つ学問を学ぶべきこと。

学費等は国民一人々々が負担すべきこと。

ホ

③ 王 城 肇 著 前掲書

一〇頁

④教育研究会 黒田茂次 他編 編 教育法 前掲書 ぎょうせい 四十一頁。 一一頁。

⑤王城肇 著 前掲書 七頁。

⑥文部省 学制百年史 ぎょうせい

二〇頁。

尾吹善人 他編 教育関係基本法規集

頁。

有斐閣新書

八七

⑦黒田茂次

他編

前掲

九九九百。

②文郎省 前掲書 五七頁。

⑨王城肇 著 前掲書 一三七頁。

⑩文部省 前掲書 一一六頁。

⑪文部省

前掲書

一一九頁